

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月4日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	5,405,134円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月6日	日本郵便株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは日本郵便株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,181,730円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月6日	日本郵便株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは日本郵便株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,026,640円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
委託管理費(サイエンスプラザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月9日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,251,658円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月9日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	3,459,992円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
ガス料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年10月9日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,080,018円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年10月9日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1,696,819円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年10月9日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1,132,426円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年10月15日	京都リサーチパーク 株式会社 京都市下京区中堂寺 南町134	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1,620,544円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
山中iPS細胞プロジェクト 研究室 原状回復工事 一式	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年10月15日	株式会社大阪ガス ファシリティーズ 大阪府大阪市東成区 中道1-4-2	当該ビルの管理規定に より当該工事につい ては、貸主の指定業者 が行うこととされ、競 争を許さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	42,525,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 業者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年10月15日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	10,098,760円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 業者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
官報掲載「独立行政法人科学 技術振興機構平成23事業年 度財務諸表に関する公告	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年10月17日	東京官書普及株式会 社 東京都千代田区神田 錦町1-2	官報公告等掲載料金 は、国立印刷局の定め により決定しており、 料金の競争性がない ため。(会計規程第32 条第4項)	非公表	4,505,544円	-	-	官報、法律案、予算書又は決 算書の印刷等	6	
電気料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部 長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年10月25日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3- 4-5	契約の相手方は、当 該地域で供給を行う ことが可能な唯一の 業者であり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	8,248,070円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	

JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年11月2日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	3,032,503円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年11月6日	日本郵便株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは日本郵便株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,177,320円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年11月6日	日本郵便株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは日本郵便株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,249,510円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年11月8日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	3,484,984円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年11月15日	京都リサーチパーク株式会社 京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,256,146円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年11月15日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,444,872円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年11月15日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,353,389円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月5日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	3,077,217円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月5日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1,318,587円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月5日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	1,046,497円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
東京本部別館 後納郵便料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月6日	日本郵便株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱ってい るのは日本郵便株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,077,890円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月6日	日本郵便株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱ってい るのは日本郵便株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,149,200円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月6日	日本郵便株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱ってい るのは日本郵便株式 会社だけであり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,098,430円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成24年12月7日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿 1-26-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第4 項)	非公表	3,054,160円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	

J S T 東京本部物理的セキュリティ強化作業	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年12月10日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	当該ビルの管理規定により当該作業については、ビル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	5,355,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成24年12月14日	京都リサーチパーク株式会社 京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,386,309円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年12月17日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,255,695円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成24年12月17日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,366,092円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」